

# 令和7年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 9時30分開会

2. 開催場所 西之表市民会館 3階 301会議室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	欠席

4. 欠席委員 1名 14番 名越 直樹

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第9号 合意解約等について
- 第3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第42号 農地法第5条の規定による許可について
- 第5 議案第43号 非農地証明について
- 第6 議案第44号 あっせんについて
- 第7 議案第45号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

おはようございます。

本日は、名越委員から欠席の届けが出ています。

それでは、定刻、定足数に達していますので、これから令和7年9月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。

令和7年9月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます

「暑さ、寒さも彼岸まで」と昔から言いますが、本当にそうなってきたなど感じるどころです。

いろんな花が南の方から徐々に咲いていくのですが、彼岸花だけは、日本全国大体同じ時期に咲きます。これによって四季を感じるどころです。

また、8月28日に開催されました西之表市共進会において、12ヶ月齢から6ヶ月齢の第1部の最優秀賞第4席に5番委員の「たから」号が選ばれました。

また、9月4日に開催されました熊毛郡の共進会では、中種子町の牛がグランドチャンピオンとなり、屋久島町の牛と中種子町の牛の計3頭が熊毛郡の代表として、県の共進会に出品されます。

また、利用状況調査について、9月までの報告となっています。この結果に基づき、農地の名義人に農地利用の意向調査を実施します。未提出の委員は、早めの提出をお願いします。

朝晩は少し気温も下がってきましたが、日中はまだまだ暑いです。時々、あちこちでかなりの雨が降っているようですが、日が照れば非常に暑いので、水分補給をしっかりして熱中症には十分気をつけていただきたいと思います。

先日、農業の構造転換、それから農業基本政策の検討会がありまして、生産者のみではなく消費者の両方が成り立つような政策をとっていきたいということでした。

また地域計画にもふれまして、地域計画を少し急ぎすぎたかなという感があるということでした。利用集積がうまくいかない理由として、最近、機械が大型化になって、小さい畑はどうしても集約ができないということで、基盤整備まで含めて集積するという文言も含まれていますけれども、8年度の概算要求では、いろんな事業が出ているようです。

少し長くなりましたけれども、開会の挨拶とします。

本日の議事運営がスムーズにいきますように皆様のご協力をお願いします。

## ○議長

それでは本日の会議を開きます。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

7番 入鹿山委員、8番 窪田委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第9号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

### ○事務局

日程第2、報告第9号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は、1番から11番の11件で、台帳現況地目畑24筆、面積67,886平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### ○議長

続きまして日程第3、議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。

議案説明の前に「2番」ですけれども、4番委員の私が借り手になっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。この規定によりまして、4番委員は議事に参入できません。従いまして、議事の進行上、「農地法第3条の規定による許可について」の「1番」と「2番」を分けて審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

### ○議長

それではまず、議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」の議案の説明を全部通してをお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

今月は2件です。

1番です。住吉校区深川地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積373平米を所有権移転するものです。

2番です。上西校区花里崎地区です。台帳現況地目畑の4筆で、登記面積5,184平米を賃借権の設定をするものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは「1番」について審議をします。担当委員の報告をお願いします。10番委員をお願いします。

### ○10番委員

10番です。1番について報告します。

9月22日午後1時から譲渡人、譲受人立ち会いで現地調査を実施しました。

本件の許可申請は、今日の議題の次のページの4ページの議案42号の番号2に附随した議題となっています。

よって、議案第42号の番号2が許可されたという前提で、報告をします。

この申請の土地につきましては、議案42号の番号2で申請した土地に隣接した土地です。

議案第42号の番号2の申請が家を建てる転用が前提ですので、その家ができるときに、隣接する農地を取得するということです。

そして今後はそこで野菜、園芸作物を作って活用するということでした。

譲受人は、キビ作を中心とした認定農業者です。農業用機械も所有していきまして、農業技術も十分と考えます。

申請どおり許可相当と思います。

以上です。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件について、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですのでこれから議案第41号「農地法第3条の規定による許可について」の「1番」について採決をします。

整理番号「1番」について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので「1番」は原案のとおり許可することに決定しました。

それでは次に「2番」について審議をします。

先ほど説明したように、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって4番委員である私は、議事に参与できませんので、退室となります。

議長を職務代理の11番委員にお願いします。

(4番委員議場退室)

#### ○議長代理(11番委員)

それでは、これより私の方で議事を進めます。「2番」について担当の12番委員報告をお願いします。

#### ○12番委員

12番です。議案第41号整理番号2について報告をします。

9月21日、借人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

借人はバレイショを主に作付けする上西校区在住の認定農業者です。申請地は以前から借り受けており、今回返還を考えましたが、貸し人からの強い希望で、引き続き借りることとなりました。

現地はロータリーをして整地していますが、今後荒らさないように管理をしながら、バレイショ等を作付けしてみようかと思っているとのことでした。

何ら問題ないと思い、許可相当と考えます。

以上です。

#### ○議長代理(11番委員)

ただ今、担当委員から報告がありました。

2番について皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長代理（11番委員）**

無いですので質疑を終了し、これから「農地法第3条の規定に許可するについて」の「2番」の採決をします。

「2番」について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長代理（11番委員）**

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、「農地法第3条の規定に許可について」の「2番」は原案どおり許可することに決定しました。

4番委員の入室をお願いします。

**(4番委員議場入室)**

**○議長代理（11番委員）**

ここで議事進行を議長にお返しします。

**○議長**

それでは日程第4、議案第42号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案説明をお願いします。

**○事務局**

日程第4、議案第52号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。今月は2件です。

1番です。申請地は榕城校区上之原町地区です。

申請理由は、事業拡大に伴い、現在の資材置場だけでは手狭となったため、新たな資材置場を確保したいためです。

農地区分は、都市計画区域内にある農地で、中山間地域内に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については、残高証明書によって確認が取れていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われれます。

周辺には、宅地、市道がありますが、転用による周囲への影響はないと思われれます。

被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されています。

2番です。申請地は、申請地は住吉校区深川地区です。

申請理由は、現在居住している市営住宅が手狭となり、また地元である深川地区に耕作している畑が多数あるため、申請地に自宅を建てたいとのこと。

農地区分は、農振農用地区域外にある農地で、中山間地域内に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については、銀行からの融資を計画していて、事前審査結果通知書を提出してもらい、確認しています。

周囲は、農業用倉庫、農地、市道があり、雨水・排水については側溝に放流すること

から、転用による周囲への影響はないと思われます。

また、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長報告をお願いします。

#### ○13番委員

13番です。10日に合同調査を行いました。

そして、担当の農業委員も参加していただきました。

まず番号1番でございますけれども、以前は花柴を植栽してその隣に野菜等を作っていたそうです。その面影として無人販売所の跡が残っていました。

規模拡大による資材置場にしたいという申し出でございます、土木関係の仕事をしている当事者でございますので、まず花木を引っこ抜いて資材置場にするということでございます。

以上、1番についての報告でした。

次に番号2でございますけれども、先ほど農地法第3条の規定で許可されました農地の隣です。場所は深川地区の道を上ったすぐの所でした。

申請人は、深川地区で一番若い農業者ということで、就農して10年になるそうです。

申請地の上に見えます農機具の倉庫ですけれども、これも借り入れて使用していくということでございます。

ただ、家の入口から道がないということで、その道も作って反対側も道を作りたいというございました。

親子して農業に取り組んでいる好青年でございますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

#### ○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員の補足があればお願いします。

番号1につきましては、私が担当ですので報告します。

#### ○4番委員

ただ今、調査委員長が報告したとおりです。

ここは、今年の年始めに非農地の相談があったのですが、まだその時は花柴を植えていて、その隣も野菜を作っていたので、非農地には当たらないとしました。以上です。

#### ○議長

次に2番です。10番委員をお願いします。

#### ○10番委員

調査委員長の報告のとおりです。

#### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。この件について、皆さんから質疑等あり

ましたら、挙手で願います。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第42号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第43号「非農地証明について」を議題とします。議案説明をお願いします。

**○事務局**

日程第5、議案第43号「非農地証明について」を説明します。

資料は5ページです。今月は1件です。

1番です。現和校区庄司浦地区の2筆です。台帳地目は田ですが、令和4年頃から耕作されておらず、現況が原野となっており、交付基準1(エ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ただ今、事務局から説明がありました。この件につきましても10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

**○13番委員**

13番です。非農地証明について番号1番の報告をします。

実はこの田んぼは、4年ほど前に借り人がいて、返された土地です。

この持ち主が91歳という高齢になって、なかなか作ることができない訳でございまして、また、現地は湿田でブルを入れて草をたたき込んで何とかしていたようですが、それもままならないということで、そのまま原野にしていきたいということでございます。

大変広い田んぼでございまして、非農地にするのはどうかなとは思ったのですが、前に借りていた人が牧草を作ってダメだったので、何を植えてもダメであると考え、非農地と判断しました。

**○議長**

ただ今、調査委員長の報告がありました。

この件につきまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

2番委員をお願いします。

**○2番委員**

今、調査委員長の報告のとおりです。

半分から上の方の左側の方で上から4段目ぐらいまでは石が出たりぬかったりして、周りに牧草を植えたりとかもしていましたが、解約して返しています。

新たにその下半分の3枚が作れるんじゃないかということで、ある人が借りてもいいかなという話があったのですが、地主がまとめて貸したいという強い希望がまし

たが、耕作者が見つからず、また、後継者もないこともあり、今回の申請となったところでは。

以上です。

#### ○議長

担当委員から報告がありました。

この件について皆さんの方から質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第43号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### ○議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第44号「あっせんについて」を議題とします。議案説明を求めます。

#### ○事務局

日程第4、議案第44号「あっせんについて」を説明します。資料は6ページです。今月の申し出は2件です。

1番です。「売りたい」の申し出です。場所は上西校区横山地区の1筆です。令和8年2月まで中間管理事業で契約中です。希望等については特にありません。

あっせん委員は、12番 日笠山委員と14番 名越委員にお願いします。

2番です。「売りたい」の申し出です。場所は上西校区横山地区の1筆です。令和8年2月まで中間管理事業で契約中です。希望等については特にありません。

あっせん委員は、12番 日笠山委員と14番 名越委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

これにつきまして皆さんから質疑・意見はありませんか。

(挙手無し)

#### ○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。

続きまして、日程第7、議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に「24ページの5番」は、4番委員が借り手となっています。

農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっています。「議事参与の制限」の規定によって4番委員は議事に参与できません。

なお、「24ページの4番」は推進委員が借り手ですが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には該当しません。

従いまして、議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち、「24ページの5番」以外を先に審議し、その後、「24ページの5番」を審議したいと思います。ご異議ありませんか。

**(異議なしの声)**

**○議長**

それではまず、議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してお願いします。

**○事務局**

日程第7、議案第45号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は7ページです。

1段目です。期間が令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間、地目畑面積7,918平米です。利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間、地目田、面積3,379平米、地目畑、面積3,555平米、合計6,934平米です。利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については、8ページを詳細については9ページから22ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料が23ページです。

1段目です。期間が令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間、地目畑、面積7,918平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

2段目です。期間が令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間、地目田、面積3,379平米、地目畑、面積3,555平米、合計6,934平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

内訳については24ページを詳細については25ページから29ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

**○議長**

それではまず、「24ページの5番以外」について皆様から質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いですので質疑を終了し、これから議案第45号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「24ページの5番」以外の採決をします。

議案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第45号「農用地利用集積等促進計画に係る意見に

ついて」の「24ページの5番」以外について承認することに決定しました。

それでは、次に「24ページの5番」について審議をします。農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、4番委員である私は議事に参与できませんので、退室となります。議長を職務代理の11番委員にお願いします。

**(4番委員議場退室)**

**○議長代理(11番委員)**

それでは、私の方で議事を進めます。「24ページの5番」について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長代理(11番委員)**

無いようですので、質疑を終了し、これから「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「24ページの5番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**(全員挙手)**

**○議長代理(11番委員)**

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の「24ページの5番」は、原案のとおり承認することに決定しました。

4番委員の入室をお願いします。

**(4番委員議場入室)**

**○議長代理(11番委員)**

ここで、議事進行を議長にお返しします。

**○議長**

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

7 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

8 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印